

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の新設に伴う課税上の取扱い等について

令和4年4月の道路交通法の改正により、令和5年7月1日（土）から一定の電動キックボード等が新たに「特定小型原動機付自転車」と定義されました。

これに伴う課税上の取扱い等は、以下のとおりです。

1 特定小型原動機付自転車の定義

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって以下の要件全てに該当するもの。

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること。
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

2 軽自動車税（種別割）の税率及び適用

- ・税率（年額）：2,000円
- ・適用：令和6年度課税から

3 標識（ナンバープレート）

- ・様式

既存の原動機付自転車と区分した以下の専用標識とします。



- ・交付開始時期

標識納品後（令和5年7月中旬ごろを予定）

4 その他

令和4年改正道路交通法施行日より前に取得され、既に従来の標識が交付されている車両については、所有者からの交換の申請に基づき交付する。